

高齢者関連施設入所者における介護支援ボランティア制度

実施要領

制定 平成31年4月1日

1 趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように地域包括ケアシステムを推進していくことが重要である。

その一環として、一般高齢者が積極的に地域でボランティアとして活躍できるように介護支援ボランティア制度を導入しているが、施設入所者にも支えられる側から支える側という役割を持つことにより、一人ひとりが能力に応じ自分らしく活躍できる場や機会を設け、高齢者の尊厳を保持していくため、入所者における介護支援ボランティアを実施するための必要な事項を定める。

2 対象者

原則として次の号のすべてに該当する者とする。

ただし、市長が特に認めた場合においてはこの限りでない。また、市が不相当と認めた者を除く。

- (1) 高齢者関連施設入所者
- (2) 管理機関または各施設が実施する登録説明会に参加できる者
- (3) 自力で活動できる者
- (4) 趣旨を理解できる者
- (5) 本人の同意が得られる者（ただし、やむを得ない事情等により家族等の同意を得ることが難しい場合は、この限りでない。）

3 入所者における介護支援ボランティア活動の範囲

- (1) 活動内容は施設内の日常的な活動と同等程度のものとする
- (2) 活動場所は入所先高齢者関連施設に限る
- (3) 活動内容は本人の意思を尊重したものとする

4 入所者における介護支援ボランティアの登録

- (1) 介護支援ボランティア活動を行おうとする入所者は、入所者介護支援ボランティア登録申請書（第1号様式）を管理機関に提出するとともに、本人確認のため介護保険被保険者証等を提示するものとする。
- (2) 管理機関は、前項の申請者が入所者における介護支援ボランティア活動を行う対象者に該当すると認めたときは、松戸

市介護支援入所者ボランティア（以下「入所者ボランティア」という。）として松戸市介護支援入所者ボランティア登録台帳（以下「入所者登録台帳」という。）に登録するものとする。なお、登録状況について、市から求めがあった場合には、速やかに報告するものとする。

- (3) 管理機関は、入所者ボランティアに対し、介護支援入所者ボランティアスタンプ帳（以下「入所者スタンプ帳」という。）及び介護支援ボランティア登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

5 受入機関

- (1) 入所者における介護支援ボランティア活動の受入機関は、事故発生時に当該施設が加入する保険等を適用することに同意した高齢者関連施設のうち、管理機関が指定したものとする。
- (2) 前項の受入機関の指定を受けようとする者は、入所者介護支援ボランティア活動受入機関指定申請書（第2号様式）により管理機関に申請しなければならない。
- (3) 管理機関は、前項の申請に基づき受入機関の指定をしたとき、又はその申請を却下したときは、入所者介護支援ボランティア活動受入機関指定・却下決定通知（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- (4) 管理機関は、受入機関の指定を取り消したときは、入所者介護支援ボランティア活動受入機関指定取消決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- (5) 受入機関は、管理機関より指定を受け、活動を廃止、休止、又は再開する場合には、入所者介護支援ボランティア活動受入機関廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により届け出なければならない。
- (6) 受入機関は、前記第2項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、入所者介護支援ボランティア活動受入機関指定内容変更届出書（第6号様式）により届け出なければならない。

6 入所者ボランティア活動実績の承認等

- (1) 受入機関は、入所者ボランティアによる介護支援ボランティア活動の実績を確認した上、当該入所者ボランティアの入所者スタンプ帳に、おおむね10分につき1個、活動承認スタンプを押印するものとする。
- (2) 活動承認スタンプの押印は、入所者ボランティアが介護支援ボランティア活動を1日において10分以上行った場合であっても、1日当たり1個を上限とする。

- (3) 受入機関は、各月の介護支援ボランティア活動の実績を翌月10日までに管理機関に報告するものとする。ただし、3月分は3月31日までに報告するものとする。
- (4) 管理機関は、前項の報告を基に介護支援ボランティア活動の実績を取りまとめ、以下の項目について3月31日までに市に報告するものとする。
 - ① 3月31日時点の入所者ボランティア登録者数、脱退者数、活動者数、受入機関数、男女別活動内容とその数
 - ② 3月31日時点の入所者ボランティア受入機関別活動状況（活動延べ日数、活動実人数）

7 評価ポイントの付与

管理機関は、活動承認スタンプ1個につき1ポイントを付与するものとする。

8 活動承認スタンプ等の取扱い

入所者ボランティアが、介護支援ボランティア活動期間中に、入所者スタンプ帳を紛失した場合は、管理機関は、新たな入所者スタンプ帳を再交付するものとする。また、活動した受入機関において、活動実績が確認できる場合のみ、当該年度分の活動承認スタンプを再交付できるものとする。

9 転換交付金等の交付

- (1) 入所者ボランティアについては、転換交付金等の交付は受けられないものとするが、転換交付金等の交付に代え、ポイント数に応じて、表彰状の交付を受けられるものとする。

入所者ボランティアは、表彰状の交付を受けようとするときは、介護支援ボランティア評価ポイント活用申請書に入所者スタンプ帳を添えて、管理機関に提出するものとする。
- (2) 管理機関は、前項の介護支援ボランティア評価ポイント活用申出者（以下「活用申出者」という。）の名簿を市に送付するものとする。
- (3) 市は、松戸市介護支援ボランティア制度実施要綱（支給制限等）による評価ポイントの活用の可否を入所者介護支援ボランティア評価ポイント活用伝達書（第7号様式）により、管理機関に通知するものとする。
- (4) 管理機関は、前項の通知に基づき、活用申出者の評価ポイント数に応じて、入所者ボランティアに対して表彰状を授与するものとする。

表彰区分は、別表を目安とする。
- (5) 転居等により年度途中で入所者ボランティアが退所する場合、入所先の施設職員は、退所の連絡と共に介護支援ボラン

ティア評価ポイント活用申請書及び入所者スタンプ帳を管理機関に提出するものとし、管理機関は、月1回以上入所者ボランティアとして活動したことが確認できた場合、活用申出者の名簿を市に送付し、市において、評価ポイントの活用可否を入所者介護支援ボランティア評価ポイント活用伝達書（第7号様式）により可と管理機関に通知した場合、管理機関は表彰状を入所者本人又は家族等に対し授与できるものとする。

1 0 根拠

この要領に定めのないものは松戸市介護支援ボランティア制度実施要綱に準拠し、疑義が生じた場合は、別に定める。

1 1 その他

この要領により行われた登録、指定等の手続きについては、松戸市介護支援ボランティア制度実施要綱に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。